

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和4年6月10日開催 生命保険協会〕

1. ビジネスモデル対話について

- 2022年1月以降、営業職員チャネルを主力チャネルとする中堅の生命保険会社各社との間で、持続可能なビジネスモデルの構築について対話を行ったので、いくつか気付きの点を申し上げたい。
- 先ず、人口減少等の長期的課題に対する対応については、例えば30年後といった長期的な収益シミュレーション等に基づく、深度ある議論を行っていた社は見られず、より一層の検討・対応が課題。
- ただし、社外役員から具体的な数値に基づく議論の必要性を求められて、30年先とまでは言わないまでも将来像からバックキャストिंगして中期経営計画を策定した事例、外部コンサルを活用して環境分析を行って中期経営計画の議論に活かした事例も認められた。このように、第三者からの客観的な意見に対して真摯に対応していくことは、持続可能なビジネスモデルを考えていく上で大変重要なことと考えている。
- 次に、デジタル化の進展に対する対応については、多くの社でビジネス部門とIT部門との連携強化を目的にDX推進組織等の整備を進める動きが見られたほか、デジタル人材の育成・確保を進める動きが見られた。また、デジタルを活用した業務の自動化に取り組み、生じた余剰人員を顧客サービスの強化に繋げている社も多く見られた。
- 金融庁としても、「いかにデジタル化を進めていくか」が、今後のビジネスモデルの成否を分かつのではないかと考えている。システムの停止リスクや保守強化への対応といった課題を認識している社も見られたが、こうした新たなリスクに適切に対応しつつ、引き続きデジタル化の推進に取り組んでいただくことが重要。
- さらに、商品・サービスの提供については、健康ニーズへの対応を進めている社や、低金利環境が継続する中、外貨建保険だけでなく変額保険の

提供を通じて資産形成ニーズへの対応に力を入れている社が見られた。このうち、変額保険等の販売にあたっては、適切な顧客説明や高齢者対応など、募集管理の適正性確保を図っていただくよう、改めてお願いしたい。

- なお、現在、大手社との間では、役員クラスとの対話を進めている。2021事務年度の継続的な対話を通じて、今後の海外展開にあたって、進出国・地域のターゲットや目的を明確化するため、具体的戦略の策定について検討を進める動きなど、一定の対応の進展も見られている。
- 今後とも持続可能なビジネスモデルに係る継続的な対話を通じて、気づきの点などを相互に共有しつつ、取組みの強化に繋げていければと考えているので、引き続き協力をお願いしたい。

2. 営業職員管理態勢の高度化について

- 生命保険協会においては、2020事務年度に会員各社の実態把握アンケートを実施し、2021事務年度もそのフォローアップアンケートを実施して、4月15日にその結果を取りまとめた報告書を公表したものと承知。
- 同報告書をみると、営業職員チャネルを有する全ての社において、2021年公表した会員各社の取組事例等を参考に、新たな取組みや改善の取組みが行われていたと認識。
- 一方で、依然として営業職員による不適切事案が複数の会社で継続的に発生している状況にある。こうした状況も踏まえ、生命保険協会では、同報告書に記載の通り、2022事務年度中を目処に、
 - ・ 適切な態勢構築について会員各社の参考となる考え方や留意点を改めて明確化する
 - ・ 態勢の高度化に向けた視点・事例を取りまとめるなどの新たな方策を検討していくものと承知。
- 金融庁としては、これが、生保業界にとって、これまでに得られた知見を集約した有益な指針となり、営業職員による不適切事案の未然防止や再

発防止を図った上で、真に顧客本位の業務運営に資する取組みとなるよう、実効性のある成果物として取りまとめていただくことを期待。

- 生命保険協会におけるこうした方策を通じた各種の取組みが、各生保会社における施策として営業現場の隅々にまで浸透し、適切に整備・運用されていくことが重要であると考えている。
- 他方で、金融庁としても、生保業界における取組みも踏まえつつ、引き続き、各生保会社に対して、オフサイトによる監督に限らず、必要に応じて立入検査の手法も活用しつつ、実効性のあるモニタリングに努めていきたい。

3. 生命保険代理店への対応について

- 代理店チャネルは、近年、営業職員チャネルと並ぶ生保販売の主力チャネルに成長しており、生保代理店の数は約8万店と非常に多い。こうした中で、代理店における保険契約をめぐる苦情件数は高止まり傾向にある。金融庁としては、保険業界とも協力しながら、保険代理店がより顧客本位の業務運営を徹底していただくことが重要と考えている。
- そうした観点から、金融庁としては、引き続き、
 - ① 財務局・金融庁のさらなる連携の強化
 - ② 生保会社による代理店管理の高度化の促進
 - ③ 電子化の推進による、保険代理店・当局の事務負荷の削減といった取組みを進めていくとともに、代理店事業報告書の改定を行い、モニタリングの端緒を効果的に把握するとともに、代理店による自律的な体制整備等に活用することとしている。
- 生保業界においては、代理店との円滑な連携や、業務品質の高度化などに、しっかりと取り組んでいただきたい。

4. 遺伝情報・ゲノム情報の取扱いについて

- 4月6日に、日本医学会・日本医学会連合、日本医師会が、「「遺伝情報・ゲノム情報による不当な差別や社会的不利益の防止」に係る共同声明」を公表し、国、監督官庁や保険会社等の事業者および関係団体に対して、ゲノム医療の普及のための必要な方策を図るよう要請が行われた。
- 生命保険協会においては、同声明を受けて、生保分野における遺伝情報・ゲノム情報の現在の取扱いを広く周知し、不当な差別や社会的不利益の防止を図る観点から、「生命保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱い」に係る周知文書を自主的に取りまとめて、5月27日に公表したものと承知。
- 周知文書の中では、現状の遺伝情報の取扱いについて、
 - ・ 生命保険の引受・支払実務においては、客観的・合理的かつ公平に判断を行い、人権尊重を基本とした取扱いを行っていること
 - ・ こうした取扱いにおいて、遺伝学的検査結果の収集・利用は行っていないこと
 - ・ 医療の進歩や社会的な議論の成熟等、環境や情勢の変化に応じ、見直しを行うことを含めて適時・適切に対応すること、見直し時点までは取扱を維持することなど、明確化を図っていただいた。
- 金融庁としても、保険の引受・支払実務がゲノム医療の利用・普及促進の阻害要因とならないように対応していくことが重要と考えている。については、各生保会社においては、今回の周知文書の内容に基づいて、引受や支払の際に顧客の誤解を招かない説明を改めて徹底するなど、引き続き、適切な対応をお願いしたい。また、生命保険協会においても、今後の環境や情勢の変化に応じた、適時・適切な対応をお願いしたい。

5. 保険業界の地域連携に係る取組みについて

- 各地域においては、人口減少・少子高齢化やコロナによる経済の停滞など、様々な課題が山積している。こうした中、生保業界においては、そうした地域課題の解決に積極的に取り組んでおり、地域に貢献したいという方々が多数おられることと承知。
- 金融庁としても、こうした取組みを後押ししたいと考えている。そこで、4月28日に開催された財務局長会議において、保険業界の取組みを地域のパイプ役として「地域連携」に取り組む各財務局に紹介するとともに、
 - ・ 財務局・財務事務所が、自治体の首長等を訪問して地域の課題やニーズについて話をする際、保険業界の取組みがマッチしそうなケースがあれば、それを紹介する資料をお渡しして、連携の足掛かりを作って欲しいこと
 - ・ 保険業界の取組みが地域に貢献できそうであれば、それが持続的なものとなるためにも、保険業界にも地域のプラットフォームへの参加を声掛けしたり、主催者に紹介して欲しいことを申し上げた。
- 今後、生命保険協会の資料に記載された各社の連絡先の方々などに対して、自治体や財務局から事例に関する問い合わせや、地域連携に向けた具体的な相談があると思うが、その際には、是非、前向きな対応をお願いしたい。

6. 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の公表について

- 3月25日に、第二期目となる「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定の上、公表。
- 同計画において、金融機関には、地域連携ネットワーク（地方公共団体や地域の福祉機関等）の関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される旨、記載された。

- 生保会社においては、厚生労働省が運用する「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を活用する等、顧客対応を行う職員や代理店等への周知を通じて、引き続き成年後見制度の理解を促進していただくとともに、高齢者等のニーズに的確に対応した商品・サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

(参考) 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (令和4年3月25日閣議決定) 抜粋

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・金融機関には、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性ととも、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

- ③ 中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進
ア 協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

(ア) 基本的な考え方

- ・さらに、本人に適切な支援を行えるようにするため、地域の実情に応じて、民生委員協議会、自治会、日本司法支援センター（法テラス）、税理士会・行政書士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、生活支援サービス等のサービスに係る民間事業者等との連携も求められる。金融機関には、地域連携ネットワークの関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。

4 優先して取り組む事項

(1) 任意後見制度の利用促進

- ③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

- ・金融機関には、3(3)③ア(ア)の高齢者等の権利擁護に関する取組において、任意後見契約を締結している人の判断能力が低下していることを把握した場合は、関係機関等と連携し、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促すなど、適切に対応することが期待される。

7. 全銀協 TIBOR エクスపోージャー調査について

- 日本円 TIBOR 及びユーロ円 TIBOR については、公表主体である全銀協 TIBOR 運営機関において、透明性・頑健性・信頼性の一層の向上を図るための検討を継続しているところ、5月31日には全銀協 TIBOR 運営機関より、2021年12月末を基準日とする「全銀協 TIBOR エクスపోージャー調査」の結果概要が公表された。
- 全銀協 TIBOR 運営機関においては、今回調査の結果も踏まえ、今後日本円 TIBOR、ユーロ円 TIBOR へフォールバック・レートを設定する上での論点に関する市中協議や、ユーロ円 TIBOR を 2024 年 12 月末日途で廃止する可否に関する市中協議を実施予定。
- 金融庁としても、円金利指標の頑健性等向上の観点からこうした取組みを後押ししていきたいと考えており、今後金融機関におけるユーロ円 TIBOR 廃止の可能性を念頭に置いた移行準備対応や、日本円 TIBOR やユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項導入の推進を含め、市場参加者の意見も伺いつつ、当局としての対応方針を検討してまいりたい。

8. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 4月1日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2021年8月から2022年1月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた最終報告書を公表した。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が金融機関や暗号資産取引所等へのサイバー攻撃を継続し、暗号資産を窃取して資金洗浄を行っていること
 - ・ 複雑なネットワークを用いた、巧妙な海上制裁回避が継続していること等について記載されている。
- サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の

実効性を確保していく観点から、報告書に記載・言及のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング

などに、しっかりと対応いただく必要がある。

その上で、同報告書への掲載そのものは、当該企業や個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応をいただくようお願いする。

9. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ & Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の令和4年4月1日に施行された。
- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」を改正し、同日より適用している。
- 各金融機関においては、これらの改正内容を踏まえ、引き続き個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

10. 気候変動ガイダンスについて

- 金融庁は、5月26日まで「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)の意見募集(パブリックコメント)を実施した。
- 本ガイダンスは、主として銀行および保険会社を対象としており、金融庁として、これらの金融機関の気候変動への対応を後押しする観点から、

- ・ 投融資先企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する当庁と各金融機関との対話の着眼点や、
- ・ 各金融機関における投融資先企業の気候変動対応の支援の進め方

などを示したものであり、一律の対応を義務付ける性質のものではない点、理解いただきたい。

- 金融庁としては、パブリックコメントでのご意見も踏まえたうえで、本ガイダンスを最終化し、投融資先企業の気候変動対応への支援の取組み等に関して保険会社との対話を進めていきたいと考えている。

11. 経済安全保障推進法について

- 5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。
- 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。
- なお、規制対象として、一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

12. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 2021年度のシステム障害について、「障害発生の端緒」に着目して、原因と課題を分析中であり、6月中に結果を公表する予定。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

13. 「金融機関の IT ガバナンス等に関する調査結果レポート」について

- 2021 年度の金融機関(メガバンク、地域銀行、信用金庫)の IT ガバナンスの取組状況について調査中であり、6月中に結果を公表する予定。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に創意工夫を重ねて、DX 等の更なる推進に取り組んでいただきたい。

14. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の英語版の公表について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」について、英訳版を作成し、5月31日に金融庁ウェブサイト公表した。
- 金融庁のマネロンガイドラインやその考え方について、在外拠点や外国金融機関・外国当局等の方の理解の一助として、また、2025 年以降に予定されている第5次 FATF 審査に向けて作成したものであり、金融機関においても、積極的に活用いただきたい。

15. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の一部改定案に係る業界へのコメント依頼について

- FAQ 本体については改訂を検討しており、5月20日に各協会に対して改訂案を送付し、意見やコメントを募集した。

16. 顧客本位の業務運営に関する取組の「見える化」について

- 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、『金融事業者リスト』に係る今後の取扱いについて」を公表した。
- 金融事業者の取組方針については、FD 原則とほぼ同じ文言を踏襲している事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえていない事例が見受けられた。

- 顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証する契機としていただきたい。
- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組に関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定である。各金融事業者においては、引き続き、理解と協力のほどよろしく願いたい。

17. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンスについては、2021年6月に報告書を公表して以降、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮といった同報告書の提言に沿って、施策を実施してきたところ。
- 簡単に各施策の進捗について紹介したい。
 - ・ 企業開示については、金融審議会ディスクロージャーワーキンググループで、サステナビリティに関する情報開示の充実について早急に取りまとめる予定であり、年内を目途に関係府令等の整備を進めていく。
 - ・ 市場機能の発揮については、JPXにおいて、ESG債の情報を集約する「情報プラットフォーム」を7月に立ち上げ、今後は、企業開示の充実も踏まえた企業データの集約・充実を検討していく。
 - ・ また、企業のESGの取組みを評価するESG評価機関等について、ESG評価機関等、機関投資家、企業それぞれへの提言を取りまとめ、報告書として公表。特に、ESG評価機関等に期待される事項については、「ESG評価機関等に関する行動規範」として、取りまとめ、この夏に最終化予定、その後浸透を図っていく。
 - ・ ESG関連公募投資信託についても、実態調査を行い、先日プログ्रेसレポートとして課題を取りまとめており、監督指針の改正など更なる対応を行いたいと考えている。
 - ・ 金融機関の機能発揮については、金融機関向けのガイダンス（案）を4月末にパブリックコメントに付したところであり、今後、最終版を公

表予定である。本ガイダンスを活用し、今後金融機関との対話を進めていきたいと考えている。

- こうした課題や取組みのほか、例えば、アセットオーナーの機能強化、専門人材の育成、気候変動に係る創業企業の支援など、様々な課題も指摘されている。

金融庁としては、引き続き、サステナブルファイナンスの推進を重要課題として進めていく。6月にも、有識者会議として、こうした課題の現状や施策の進捗状況、今後の課題を取りまとめていくことも検討しており、生命保険協会においても、例えば、幅広い資産運用業の機能発揮に向けた連携をはじめとして、今後も様々な点で協力いただきたい。

18. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々なご協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げたい。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年5月 → 2022年5月)

交付枚数：約 3,813 万枚 → 約 5,577 万枚

人口に対する交付枚数率：30.0% → 44.0%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「保険業」における取得率は約 55% であり、全 98 業種のうち下位 3 分の 1 に含まれる 84 位となっている。

(参考) 今回 (2022年1月25日～2月4日) 調査における各業種の取得率の状況

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4% (22位)

銀行業：60.9% (29位)

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)

保険業 (保険媒体代理業、保険サービス業を含む)：54.5% (84位)

協同組織金融業：51.0% (97位)

- 他業種における取得率も上昇しているところ、今後、協力依頼を発出させていただく予定であるが、生命保険協会においては、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- また、政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したとともに、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

19. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 5月18日から20日にかけて、G7財務大臣・中央銀行総裁会議がドイツで開催された。共同声明では、ウクライナに対する支援やロシアの侵略戦争に対する協調した制裁対応のほか、①デジタル化や②サステナブルファイナンスにも言及されている。
- 特に①デジタル化に関しては、最近の暗号資産市場の混乱に鑑み、暗号資産の規制に関して踏み込んだ言及が盛り込まれた。具体的には、金融安定理事会（FSB）に対して、暗号資産に関する一貫性のある包括的な規制の迅速な策定と実施の推進を求めている。FSBでは現在、暗号資産が金融システム安定に与える影響の監視とともに、政策対応の検討を行っているところ。
- また②サステナブルファイナンスに関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるグローバルなベースラインに関する作業の進捗が歓迎された。全ての関係者に対し基準案の市中協議に参加することが呼びかけられている。

そのほか、市場参加者によるネットゼロ・コミットメントの策定や、サステナビリティ目標へのアラインメントが歓迎された。こうしたコミットメントの信頼性強化を公的セクターが支援する方法を検討するとされており、今後も金融機関の意見や取組みをよく聞きつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

20. 国際シンポジウム “Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future” の開催結果について

- 5月26日、金融庁主催の国際シンポジウム “Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future” が盛会のうちに終了した。
- 当日は、会場・オンラインの参加を合わせ、約850名が参加した。当日の様子は金融庁ウェブサイトにも今後掲載予定であるため、参加できなかった金融機関も是非確認してほしい。

(注) 当日の様子は、以下の URL に掲載されている。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220614/20220614.html>

- シンポジウムを通じ、トランジションという喫緊の課題を解決するため、産業界、金融界、政府機関、外部評価機関を含む国内外の主要なステークホルダーが垣根を越えて対話し、協力することの重要性が改めて確認できた。
- こうした協力を更に深め、ネットゼロに向けたトランジションやトランジションファイナンスの促進に向けた努力を続けることが重要。引き続き、金融機関と意見交換したい。

21. IAIS 関連の動向について

《6月のIAIS執行委・グローバルセミナーについて》

- 6月13日の週、クロアチアにて、IAISの執行委員会等の会合が開催される。主要なアジェンダの一つは、国際資本基準（ICS）と合算手法（AM）との比較可能性基準に係る市中協議案である。
- また、執行委員会と同時に、民間参加者も交えたコンファレンスである「グローバルセミナー」も開催される。こうした民間参加者も含めた対面の集まりは久々のことであり、有意義なインプットが得られることを期待している。

《その他の IAIS 関連動向》

- 一部の会社には、例年通り ICS に係るデータコレクションに係る各種の作業を頼んでいる。相応の業務負荷が生じる作業であると理解しているが、ICS に係る検討の材料として極めて重要なものであり、引き続き協力して欲しい。
- また、2023 年 IAIS 年次総会の日本開催については、4 月 1 日付で「IAIS 年次総会準備室」を設置したほか、6 月 7 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」においても言及されている。金融機関とも密に連携しつつ、着実に準備を進めていく予定。

(参考) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) (抄)

4. 金融市場の整備

(国際金融センターの実現)

- ・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、IAIS (保険監督者国際機構) の 2023 年年次総会などを我が国において開催し、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督の在り方などの国際的な議論を積極的に主導する。

22. NGFS「気候関連リスクによるリスク差異の把握に関する進捗報告書」について

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークである NGFS は、5 月 19 日に、気候関連リスクによるリスク差異に関する進捗報告書を公表。
- 当該報告書は、2020 年 5 月に公表した報告書をアップデートするため、対象を拡大して 97 の金融機関及び 3 つの信用格付機関への調査を実施し、その結果を取りまとめたものである。調査に協力した金融機関に感謝したい。
- 調査の結果、前回に引き続きグリーンと非グリーン資産との間のリスク差異は認められなかった。また、前回と比較して、金融機関のリスク管理においてグリーンと非グリーンの二分法が用いられている事例は少なく、

カウンターパーティの移行への準備状況や移行戦略の信頼性により差異を設けるなど、粒度の高い対応がなされていることがわかった。

- 金融機関等における具体的な対応事例なども掲載されており、参考に確認して欲しい。

(以上)